		校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第一条による改正前の私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第九条に該当した者であるときは、その事実を証明する書類
［略］	［略］	［略］
第三十条の二第一項（各号を除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十条の四第一項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十一条第一項（各号を除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十一条の二第五項第一号	戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該対象者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	戸籍の抄本

		十　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の二第一項第一号及び第二項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の五第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名